

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画（第三条）

第三章 水銀鉱の掘採の禁止（第四条）

第四章 水銀使用製品の製造等に関する措置（第五条—第十八条）

第五章 水銀等を使用する製造工程に関する措置（第十九条）

第六章 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止（第二十条）

第七章 水銀等の貯蔵に関する措置（第二十一条・第二十二条）

第八章 水銀含有再生資源の管理に関する措置（第二十三条・第二十四条）

第九章 雑則（第二十五条—第三十条）

第十章 罰則（第三十一条—第三十五条）

附則 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、水銀が、環境中を循環しつつ残留し、及び生物の体内に蓄積する特性を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることに鑑み、国際的に協力して水銀による環境の汚染を防止するため、水銀に関する水俣条約（以下「条約」といいう。）の的確かつ円滑な実施を確保するための水銀鉱の掘採、水銀使用製品の製造等、特定の製造工程における水銀等（水銀及びその化合物をいう。以下同じ。）の使用、水銀等を使用する方法による金の採取、特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理の規制に関する措置その他必要な措置を講ずることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）その他の水銀等に関する規制について規定する法律と相まって、水銀等の環境への排出を抑制し、もつて人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「水銀使用製品」とは、水銀等が使用されている製品をいい、「特定水銀使用製品」とは、水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるもののをいう。

2 この法律において「水銀含有再生資源」とは、水銀等又はこれらを含有する物（環境の汚染を防止するための措置をとることが必要なものとして主務省令で定める要件に該当するものに限る。）であつて、有害廃棄物の国境を越える移動及びその处分の規制に関するバーゲル条約附属書IV Bに掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意団されているもの（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）のうち有用なものをいう。

第二章 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画

第三条 主務大臣は、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、あわせて条約的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を策定するものとする。

2 前項の計画において定める事項は、次のとおりとする。

一 水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項

二 水銀等による環境の汚染を防止するために国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項

三 その他条約的確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項

3 主務大臣は、第一項の計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならない。

5 4 主務大臣は、第一項の計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 水銀鉱の掘採の禁止

第四条 何人も、水銀鉱を掘採してはならない。

第四章 水銀使用製品の製造等に関する措置（特定水銀使用製品の製造の禁止）

第五条 何人も、特定水銀使用製品を製造してはならない。ただし、次条第一項の許可を受けた者（以下「許可製造者」という。）が、同項の許可（第九条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの。第十二条において同じ。）に係る特定水銀使用製品を製造する場合は、この限りでない。

（特定水銀使用製品の製造の許可）

第六条 特定水銀使用製品を製造しようとする者は、その種類ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

（特定水銀使用製品の種類及びその数量）

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 製造しようとする特定水銀使用製品の種類及びその数量

三 製造しようとする特定水銀使用製品の用途

四 その他主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。（欠格事由）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を

終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

二 第十条の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しな

い者

三 心身の故障により特定水銀使用製品の製造を適正に行うことができない者として主務省令で定める者

四 法人であつて、その業務を行つ役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの（許可の基準）

第八条 主務大臣は、第六条第一項の許可の申請に係る特定水銀使用製品が条約で認められた用途のために製造されることが確実であると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。（変更の許可等）

第九条 許可製造者は、第六条第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

2 許可製造者は、第六条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第十条 主務大臣は、許可製造者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第七条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第六条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。

三 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

（承継）

第十一條 許可製造者について相続、合併又は分割（当該許可に係る特定水銀使用製品の製造の事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合にお

いて、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可製造者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(特定水銀使用製品の使用の制限)

第十二条 何人も、特定水銀使用製品を部品として他の製品の製造に用いてはならない。ただし、当該特定水銀使用製品が第六条第一項の許可を受けて製造された特定水銀使用製品又は外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十一条の承認を受けて輸入された特定水銀使用製品であつて、当該許可又は承認に係る用途に用いられる場合は、この限りでない。

(新用途水銀使用製品の製造等の基本原則)

第十三条 既存の用途に利用する水銀使用製品として主務省令で定めるもの以外の水銀使用製品（以下「新用途水銀使用製品」という。）については、当該新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合でなければ、その製造又は販売（以下「製造等」という。）をしてはならない。

(新用途水銀使用製品の製造等に関する評価)

第十四条 新用途水銀使用製品を部品として用いて製造される新用途水銀使用製品の製造等を業として行おうとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、当該届出に係る書類の写しを主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る書類の写しを及び分析の方法その他主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

3 環境大臣は、前項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、環境省令で定める期間内に、同項の主務大臣に対し、届け出られた事項について人の健康の保護又は生活環境の保全の見地からの意見述べることができる。

第十五条 主務大臣は、新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与することを確保するために必要があると認めるときは、前条第二項の規定による届出をした者（以下「新用途水銀使用製品届出者」という。）に対し、新用途水銀使用製品の製造等に關し必要な勧告をすることができる。この場合において、同条第四項の規定による環境大臣の意見があるときは、これを勘案しなければならない。

第十六条 国は、市町村が水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（**国の責務**）
第十七条 市町村は、その区域の経済的・社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（**市町村の責務**）
第十八条 水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するよう努めなければならない。（**事業者の責務**）
第十九条 何人も、化学工業品その他の物品の製造工程であつて、水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定める製造工程において、水銀等を使用してはならない。

第六章 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止

第二十条 何人も、業として、金鉱から水銀等を使用する方法によつて金の採取を行つてはならない。

第七章 水銀等の貯蔵に関する措置

い。

(貯蔵の指針等)

第二十二条 主務大臣は、水銀等（その貯蔵に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものに限り、水銀含有再生資源及び廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。以下この章において同じ。）を貯蔵する者（以下「水銀等貯蔵者」という。）がその貯蔵に係る水銀等による環境の汚染を防止するためによるべき措置に関する技術上の指針を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、水銀等貯蔵者に対し、その技術上の指針を勘案して、水銀等による環境の汚染を防止するためによるべき措置について必要な勧告をすることができる。

(貯蔵に関する報告)

第二十三条 水銀等貯蔵者であつて、その貯蔵する水銀等の量が主務省令で定める要件に該当する者は、主務省令で定めるところにより、定期的に、水銀等の貯蔵に關し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、速やかに、当該報告に係る書類の写しを環境大臣及び経済産業大臣に送付するものとする。

(管理の指針等)

第八章 水銀含有再生資源の管理に関する措置

第二十四条 水銀含有再生資源管理者は、水銀含有再生資源を管理する者（以下「水銀含有再生資源管理者」という。）がその管理に係る水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためによるべき措置に関する技術上の指針を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、水銀含有再生資源管理者に対し、その技術上の指針を勘案して、水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するためによるべき措置について必要な勧告をすることができる。

(管理に関する報告)

第二十五条 水銀含有再生資源管理者は、主務省令で定めるところにより、定期的に、水銀含有再生資源の管理に關し主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

第二十二条 第二項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

(報告の徴収)

(第九章 雜則)

第二十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可製造者、新用途水銀使用製品届出者、水銀等貯蔵者又は水銀含有再生資源管理者に對し、その業務に關し報告をさせることができ。

（立入検査等）

の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、同条の規定は、適用しない。
 (政令への委任)

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定公布の日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日